

1 策定の目的

P 1~

令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、休日等における都内公立中学校等の部活動の地域連携・地域移行を推進

2 推進目標

P 1~

令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

3 現状と課題

P 1~

- ❖ 部活動の指導や運営を負担に感じている教員は約76%
- ❖ 自分の専門の部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員は約72%
- ❖ **令和6年度、都内全62地区において、地域連携・地域移行に関する計画等を策定**



4 取組の方向

P 2~

- ❖ スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- ❖ 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ❖ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・地域移行を推進、その成果を区市町村に発信

5 都の取組

(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 3~

ア 各区市町村（62地区）との情報交換会の開催

- ・各地区の成果や課題を把握することを目的に意見交換会を実施

オ 休日等の指導者の確保

- ・関係大学と連絡会等を開催し、TEPROへの登録を促進

イ 部活動検討委員会の開催

- ・持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討

カ 休日等の指導者の質の向上

- ・都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

ウ 関係者間の連絡体制の構築

- ・関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化

キ 「未来へつなぐ部活動改革 アンケート」の実施

- ・生徒、保護者、教員を対象としてアンケートを実施

エ 関係者への情報発信

- ・関係者を対象とした部活動改革シンポジウム等を開催

ク 教員等の兼業・兼職

- ・円滑に兼業・兼職の許可を得られるよう、規程や運用の改善

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組 P 7~

ア 都立中学校等における地域連携・地域移行促進事業

- ・70部活動で、地域連携・移行に関する実証事業を実施
- ・休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築

イ 都立高校における部活動改革パイロット校

- ・実施校の一部の部活動における休日等の運営を民間事業者へ委託
- ・働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3) スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動の創出 及び 地域移行等に協力できる企業等の実態調査 P 11

スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動を創出するとともに、地域連携・地域移行に協力できる企業をデータベース化し、区市町村へ提供

(4) 休日における多様な体験活動プログラム (Youth Activities in Tokyo) の実施 P 12

多様なニーズに応えるため、子供が休日に個人単位で参加できる体験活動プログラムを新たに試行実施

(5) 区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助 P 12~

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、次の経費を補助するとともに、国に対して令和7年度以降の支援について働きかけていく

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ・単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

- ・区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

エ 休日の地域クラブ活動における指導者の配置

- ・指導者の配置に係る謝金
- ・体罰防止等に関する研修会開催

オ その他

- ・地域連携・地域移行に係る体制構築のための費用を支援

6 区市町村の取組 P 15~

地域連携・地域移行に向けた協議会等の開催

計画等に基づく地域連携・地域移行の推進



7 地域連携・地域移行に係る成果指標 P 17

地域クラブ活動へ参加したいと考える生徒の増加

教員が指導に携わらない休日の部活動の増加

教員の部活動への従事時間の縮減

8 本推進計画の見直し P 17

本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容を見直し・改訂

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。**
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。**
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「**地方スポーツ推進計画**」、「**地方文化芸術推進基本計画**」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域において**スポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。**

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。
 <新たな価値の例>
 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築**していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
 【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
 ※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、**地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。** 1

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
 ※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

<p>改革の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</u> ● <u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。</u>まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</u>
<p>次期改革期間</p>	<p>「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</u> ※<u>平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</u>
<p>費用負担の在り方等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。 ※<u>受益者負担の水準</u>については、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ● 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。 ● 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については確実に措置を行う必要。 ● <u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

学校部活動の地域連携・地域移行の背景や、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の将来像、見込まれる効果、スケジュール等について、区市町村、生徒や保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等の皆様に、定期的にお知らせいたします。

1 国の取組について

スポーツ庁及び文化庁は、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくために、令和8年度以降の部活動改革の方向性などについて「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において議論を行っています。

本号では、令和6年12月に公表された実行会議の中間とりまとめについて御紹介します。

(1) 改革の理念及び基本的な考え方等

★ 学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域全体で支える形で実施

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実



★ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出

<新たな価値の例>

- ・ 多種多様な体験（一つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、レクリエーション的な活動等）
- ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり
- ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）
- ・ 地域クラブの適切な指導者による良質な指導及び一貫的な指導



★ 「地域移行」という名称を「地域展開」に変更

- ・ 学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校と連携



(2) 改革推進期間の成果と課題

★ 課題解決に向けた方策等が見出されるなど、今後も更に改革が進捗していく見込み

- ・ 国が実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及

(3) 今後の改革の方向性

★ 改革の進め方

- ・ 休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を実現
- ・ 平日については、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

★ 次期改革期間の名称：「改革実行期間」

- ・ 前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度
- ・ 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手



★ 費用負担の在り方等に関する検討

- ・ 安定的・継続的な取組の実施に向け、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめは、以下 URL から御覧ください。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00014.htm

2 江東区の実践について

(1) 地域の特色を生かした部活動（拠点校方式）を設置

★ 生徒の部活動の選択の幅を広げ、多様なニーズに対応

- ・ 区教育委員会が部活動として、セーリング部、カヌー部、女子サッカー部、俳句部を設置
→ 指導者は民間に委託



(2) 地域クラブ活動を設置

★ 休日に民間団体と連携した新しい形の地域クラブ活動を設置

- ・ 「江東区健康スポーツ公社」及び「江東区文化コミュニティ財団」と連携した地域移行の試行事業を実施
→ スポーツ連携協定チームである「TUBC（東京ユナイテッドバスケットボールクラブ）」が指導
→ 区の芸術提携団体である「東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団」の指導者による合同練習



3 羽村市の実践について

(1) 部活動から「TEAM はむら（チーム はむら）」へ

★ 教育委員会が認証する地域の団体「TEAM はむら」で、多様で持続可能な活動を展開

子供たちの思い、保護者の願いに応える活動へ

- ・ 教育委員会が認証したスポーツ・文化・芸術団体に中学生が所属し、学校の枠を超えて活動
- ・ 大会出場を目指す活動や親しむ・楽しむ活動など、多様な選択肢から、自分に合った活動を選択
- ・ 社会教育関係団体とも連携し、大人の活動団体に中学生と一緒に参加
- ・ 活動方針や活動内容について、指導者・生徒・保護者が協議して主体的に運営する団体へ

生涯スポーツ・生涯学習のまちへ

- ・ 「**T**(たくさんの)**E**(笑顔が)**A**(あふれる)**M**(まちはむら)」を合言葉に、市のスポーツ協会や文化協会とも連携して、生涯スポーツ・生涯学習につながる活動にすることで、羽村市の活性化を促進
- ・ 令和7年度から一部の団体（バレーボール、吹奏楽、演劇など）が「TEAM はむら」として活動を開始し、他の部活動は、拠点校方式等を活用しながら段階的に地域クラブ活動へ移行



学校教育課・生涯学習推進課・スポーツ推進課など、市の各部署の協働の下、中学生が心身ともに健やかに成長していけるよう支援し、大人も子供も笑顔で活躍できるまちづくりを目指しています。



4 御蔵島村の実践について

(1) 人材の確保

★ 部活動地域協力者の名簿登載の協力を依頼

- ・ 5月に部活動地域協力者説明会を開催し、運営方針や名簿登録等について説明
- ・ 所属職員以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができることを学校の管理運営に関する規則に明記
→ 保護者や地域クラブの方、スポーツ推進委員等が、部活動を指導

(2) 既存の地域クラブ活動「体育会」に中学生も参加

★ 「体育会」では、子供から大人まで、様々な競技や分野に参加することができ、複数のクラブにも参加可能

- ・ 今年度は体育会で、全ての小・中学生の保険に一括で加入



【体育会種目】

剣道、バドミントン、フットサル、テニス、バスケットボール、バレーボール、など